

『和歌会次第』を読む(1)

谷 知子

丸山 陽子・金井由貴子・加藤 和泉・縄手 聖子
土橋由佳子・堀江マサ子・館林 梓・村重 衣舞
大江あい子・神田 香織・伊奈みなみ

本稿は、大東急記念文庫蔵『和歌会次第』(大東急記念文庫善本叢書^{中古}第四卷『和歌I』二〇〇三、汲古書院)を底本にして、翻刻・訓読・語釈・現代語訳を施したものである。二〇〇九年度大学院演習で行った講読をもとにしている。川平ひとし氏の『中世和歌文学論』(二〇〇三年、笠間書院)ほかの研究、山本啓介氏の校注『和歌書様・和歌会次第』(『文芸会席作法書集』二〇〇八年、風間書房)ほかの注釈・研究に負うところが大きく、ご学恩に深く感謝したい。

分担は、一丸山陽子(日本学術振興会特別研究員) 二金井由貴子(本学人文科学研究科日本文学専攻博士後期課程)

三加藤和泉(本学人文科学研究科日本文学専攻博士後期課程) 四縄手聖子(本学人文科学研究科日本文学専攻博士後期課程) 五土橋由佳子(本学人文科学研究科日本文学専攻博士後期課程) 六堀江マサ子(本学人文科学研究科日本文学専攻博士後期課程) 七館林梓(本学人文科学研究科日本文学専攻博士前期課程) 八村重衣舞(本学文学部日本文学専攻博士前期課程) 九大江あい子(本学人文科学研究科日本文学専攻博士後期課程) 十神田香織(本学人文科学研究科日本文学専攻博士前期課程) 十一伊奈みなみ(本学人文科学研究科日本文学専攻博士前期課程) 十二谷知子(本学文学部日本文学専攻教授)である。

凡例

一、本稿は、大東急記念文庫蔵『和歌會次第』を底本とする。底本の誤写、および特記すべき異同など問題のある箇所については、適宜語釈に示した。

一、翻刻にあたり、底本の体裁を尊重するよう努めたが、便宜上、次のような処置を施した。

・改行や割注は底本のまま記し、字の大きさもできる限り底本に従った。

・漢字は、底本の字体をできる限り残すことに努めたが、適宜通行の字体を用いた箇所がある。

・「人々」などのおどり字、及び「朝臣」などの省略を意味する「とと」は、原則として「と」で示した。

・声点は底本の通りの位置に「・」で、合点は「／」で記した。その他の記号は、適宜語釈で解説した。

一

〔翻刻〕

和歌會次第

夜儀
家説

先掌燈高燈 在座上主人之左
講師右程也

兼存知之于如此可所為歎改切

燈臺之時其打敷ヲ強不動為用也

座席為廣博者座末之程又雖兩

脚相計便宜之所可立之歎

次人々但公卿已下可然人許歎
於下廊者置和歌之
便追こ可着也 參集着座

〔訓読〕

和歌會次第（夜儀・家説）

先づ掌燈（高燈臺）は、座上に在り。主人の左、講師の右の程なり。

兼ねてこれを存知し、此の如く所為すべきか。切燈臺に改むるの時、その打敷を強ちに動かさず用ひんとするなり。

座席は廣博とすれば、座末の程に、又兩脚相計るといへども、

便宜の所にこれを立つるべきか。

次に人々參集し着座す。但し公卿已下、然るべき人許りか。下臈においては、和歌を置くの便に追々着すべきなり。

〔語釈〕

○夜儀 和歌会次第のうち、夜に行われる場合について述べることを示す。○掌燈 灯火をつかさどること。夜に行われる和歌会で灯火をともすことが、『明月記』元久元年（一二〇四）十一月一日条に「未時參殿、即御共參院、不經程出御、依召參和哥所、予依召又勤仕講師、又付勝負字、如形書判詞、愁右筆注付之、四十五番評定了退、又三首題当座詠之、此間掌燈」と見える。○高燈臺 灯火を置く台の一つ。丈の高い灯台。一般の灯台は、上部に油皿を置く台（蜘蛛手）があり、その下に柱状の足が付き、下部に台座（土居）がある。○講師 和歌を詠み上げる役の人。○改切燈臺 切灯台は、下部の台座の四隅を切った形に作り、高灯台よりも高さが低い。和歌会において高灯台から切灯台に改めることは、『明月記』嘉祿元年（一二二五）三月八日条に「諸大夫四人置文台、敷講師円座、置打敷立切燈台（持燈台之人取渡燈、取高燈台退）」などに見える。○其打敷ヲ強不動爲用也 打敷は灯台の下に敷く布。油がこぼれることから、油単などの打敷を敷いた。高灯台から切灯台に改めるとき、打敷は動かさないのを常としたようである。参考『猪隈関白記』建永元年（一二〇六）四月三日条「上達部座中間上下兩所立燈臺（打敷不疊、高燈臺也、或座上不舉之歟）。○廣博 広いこと。ここでは、部屋が広くゆとりのある意をいう。参考『明月記』建保元年（一二二三）四月二十九日条「今度行幸之間仙洞御沙汰、惣無后宮行啓之儀、定西面雖廣博、格子空下臈之云々」。○下臈 官位の下級な者。序列の低い者。

〔現代語訳〕

和歌会次第 (夜の儀・家説)

まず掌灯 (高灯台) は、上座に置く。主人の左、講師の右の辺りである。

あらかじめこのことをわきまえ、このように置くべきだろう。切灯台に改める時、その敷物をわざわざとりかえずに用いるものである。座席が広くゆとりのある場合は、下座の辺りに置き、また二脚を用意するときでも、都合のいいところに立てればよい。

次に人々が参集して着席する。但し公卿以下相應の人だけが座るか。身分の低い者は、和歌を置く折に順々に座るのがよい。

(丸山陽子)

二

〔翻刻〕

次置文臺

本式ハ硯蓋也あふけてこれを、く

又普通文臺歟皆向主人

敷圓座

改切燈臺 撤高燈臺共打敷上置之

次置和歌 自下臈次第置之其儀右手ニ
本ヲ取左手聊上ニ加テ上ヲ

少シ左方ニスチカヘテ巻終ヲ外ニシテ

乳ノ程ニ當テ持之然シテ文臺下ニ

進寄テ突左右膝本ノ右手ヲ

上ノ左手ノ所へ寄テ乍諸手置之

向本於主人
如常 置終不背座上可退

公宴儀雖大臣自座下進テ

膝行シテ置之自余内々儀每事

可有斟酌歟皆置了後主人

觸氣色於讀師

〔訓讀〕

次に文臺を置く。

本式は硯莒の蓋なり。仰げてこれを置く。

又普通は文臺か。皆主人に向かふ。

圓座を敷く。

切燈臺に改む。高燈臺を撤すると共に、打敷の上にこれを置く。

次に和歌を置く。下臈より次第にこれを置く。其の儀右手に本を取り、左手聊か上に加へて、上を少し左方にすぢかへて、巻き終りを外にして乳の程に當ててこれを持つ。然して文臺の下に進み寄りて左右の膝を突く。本の右手を上ノ左手の所へ寄せて、乍ち諸手にてこれを置く（本を主人に向けること常の如し）。置き終りて座上に背かず退くべし。公宴の儀大臣といへども座下より進みて膝行してこれを置く。自余内々の儀、每事斟酌あるべきか。皆置き了りて後、主人気色を讀師に觸る。

〔語釈〕

○文臺 硯箱などをのせる台。または、そのもの。歌合では種々の趣向をこらした。『中右記』永長元年（一〇九六）三月二一日条には「藏人辨時範取打敷并切燈臺、立御座間長押上、以御硯莒蓋為文臺、人々歌次第進之」と見える。川

平ひとし『中世和歌テキスト論』(二〇〇八年、笠間書院) 参照。○硯宮蓋 硯宮は、硯、墨、筆などの道具を入れる箱。蒔絵や螺鈿などの美しい装飾を凝らしたものが多い。『八雲御抄』巻二「作法部」に、「代々中殿又月宴皆硯蓋也、長元六年二月於白川院子日時宇治殿文台螺鈿蒔絵硯蓋」などとある。○あふけて 上の方へ仰向けて。○主人 歌会を主催する人。○圓座 藁、菅などの茎や葉を、中心から渦状に巻止めてつくった敷物。庭上、板敷、あるいは畳の上で用いた。○切燈臺 灯台の一つ。『玉葉』文治三年(一一八七)二月九日条には、内大臣道家初度詩歌会における切燈臺の位置などが図入りで記されている。↓一参照。○高燈臺 ↓一参照。○下臈 ↓一参照。○公宴 宮中で行なわれる詩歌、管弦などの会や宴。○膝行 足を曲げ、膝をつけて進退する室内の作法。神前または高官の前に進行する膝進と退座する膝退を総称する。おそれ敬う気持ちをあらわす礼儀。『袋草紙』「和歌会事」に、「其儀文台下近臨之時、膝行置之、以歌下向御所、或説向上之」と見える。○斟酌 事情をよくくみ取ること。推察すること。『明月記』建暦三年(一一二二)五月四日条に、「思国家人、尤可有斟酌歟」とある。○讀師 和歌を整理して順次講師に授ける役をする人。○気色 意図的にはのめかす内意。参考『中右記』康和五年(一一〇三)二月二日条「先是主上御出書御座、御直衣、殿下候給、次依御氣色民部卿俊明、召人、男共、藏人中官大進為隆、召續紙、入柳筥即持参」。

〔現代語訳〕
次に文台を置く。

正式には硯宮の蓋を用いる。上向きに置く。また、普通は文台を置く。すべて主人に向けて置く。
円座を敷く。

切燈台に改める。高燈台を片付けるとともに、敷物の上に切燈台を置く。

次に和歌を置く。下臈から順次和歌を置く。そのしきたりは、右手で紙の手前を持ち、左手でほんの少し上を持ちそえて、上部を少し左方はすかいに、巻き終わりを外にして胸のあたりにあてて和歌を持つ。そして、文台のもとに進み近づいて、左右の膝を床につく。下を持つ右手を上左手に近づけて両手で文台にこれを置く。手前を主人に向ける

のはいつもと同じである。和歌を置き終わったら上座に背を向けず逆行して退かなければならない。宮中で行われる宴の儀は大臣といえども下座から進み膝行して和歌を置く。このほか内々のしきたり、事あるごとに深慮がなければならぬ。皆が歌を置き終わった後、主人が読師にそれとなくこれを合図で知らせる。

(金井由貴子)

三

(翻刻)

次読師移座召下読師

次召講師其詞講師まいれ

参進之後主人觸気色於哥人等

為詠吟可進寄之由也

此講師之参進雖分前後大略同時也

或講師進テ居圓座之程讀師

和哥等ヲ豫取召下讀師

讀師作法

蒙主人之気色移座

文藝ニ進テハ頗可居上也

取和哥等硯蓋をうつふしに

反テ置之召下讀師とくと進

寄天先取下臈懷紙与讀師とくと

取之蓋甲上繙テ令讀之此昏

或有序
或無序 講頌スル程ニ下讀師重

和哥始下臈
終上臈 重訖自中押折天

讓讀師退座了為詠吟堪能讀
被召止可留讀

師所重之哥ヲ下より抜取テ

令讀之也若有ハ二三首先端

許ヲ繙テ奥ヲハ可卷隱也

哥一巡令讀了テ乍在文臺

中ヨリ押折取端上へ返テ
文臺端押遣也近

来雖五六首繙一紙於一度令

讀也此兩様只可任主人之心者歟

〔訓讀〕

次に讀師座を移し、下讀師を召す。

次に講師を召す。その詞、講師まいれ。

参進の後、主人気色を歌人等に触る。

詠吟のために進み寄るべきの由なり。

この講師の参進は、前後を分くといへども大略同時なり。

或は講師進みて円座に居るほどに、讀師

和歌等を掻き取りて下讀師を召す。

讀師作法

主人の気色を蒙り座を移す（文台に進みては頗る上に居るべきなり）。和歌などを取りて、即ち硯蓋をうつぶしに

反してこれを置き、下読師を召す。下読師進み

寄りて、まづ下臈の懐紙を取りて、讀師に与ふ。讀師

これを取りて蓋の甲の上にひもときてこれを讀ましむ。この紙

（あるいは序有り。あるいは序無し）。講頌するほどに、下読師和歌を重ぬ。

（下臈に始まり上臈に終る）。重ね訖り中より押し折りて

讀師に譲り退座し了んぬ（詠吟堪能たるは、召し止められて留まるべし）。讀師重ぬる所の、歌を下よりのぞき取りて

これを讀ましむるなり。もし二、三首あらば先端ばかりを

ひもときて奥をば巻き隠すべきなり。

歌一巡し、讀ましめ了りて文台にありながら

中より押し折り（端を取りて上へ返して文台の端に押し遣るなり）、近

來は五、六首といへども一紙を一度にひもときて讀ましむるなり。

この両様ただ主人の心にまかせるべきか。

〔語釈〕

○讀師 ↓二参照。○下讀師 讀師のもとで、讀師の指示を受けて働く人。他には、「八雲御抄」第五「作法部」の項に、「次講師取歌。下讀師、或無之。」とある。ちなみに、「下講師」もいたことが見受けられる（「下講師者非御気色。私之心寄人也。」）。「玉葉」の建曆二年（一一二二）八月二五日条「殿上人」の項目には、メンバーの誰が何の係を担っていたのかが記されている。このときの下讀師は、「定隆（詩下讀師）、頼房（和歌下讀師）」と記載されており、「上達部」の「帥

中納言経房(詩読師)、新中納言兼光(和歌読師、詩題者)のもとでそれぞれ働いていたことが想像される。また、『順徳院御記』の建保六年(一一一九)九月一三日条には「下読師忠定也。」の記載がある。ここでは、ことあるごとに下読師が呼ばれ、読師が行うのではなく、下読師に命じて行わされていることを勘案すると、読師や講師という立場についた者の補佐役は必要不可欠であることが看取される。なお、下読師という呼称は、和歌会次第が記された時代に広まったという記述がある。↓一〇参照。〇講師 歌合・詩合・歌会・詩会などにおいて詩歌を披講する役に当たる人。歌合に「講師」という語にが初めて文献にみえるのは、延喜一三年(九一三)三月一三日「亭子院歌合」。詩会・歌会の講師は一人、歌合には左右二人を原則とする。中殿御会や内裏歌合では御製講師と臣下講師とを分けることがあった。その作法等は『八雲御抄』巻二に詳しい。↓一参照。〇参進 主人の前に進み出ること。〇気色 ことばにしない目配せのこと。↓二参照。〇詠吟 詩歌を節をつけて歌うこと。詩歌を声をあげて詠むこと。吟詠。朗詠。〇懐紙 詩や和歌を書くための料紙。「ふところがみ」、または、折り畳んであるので「たたうがみ」ともいう。書式は、初めは自由な書き方であったが、次第に書式が確立した。『袋草紙』『和歌秘抄』『八雲御抄』『竹園抄』などに細かい書式を記録している。和歌一首を三行三字に書き、更に最後の三字を草仮名に書くのを古式とする。女房懐紙は端作りも題も書かないことになっている。中世においては、二条家・六条家など、家によって書式が異なっていた。〇講頌 講誦とも。歌会における諸役の一。講師の披講に続いて歌を詠吟する役。発声のうたいあげた初句に続き、第二句目から発声と同音で合唱する。二、三人あるいは数人であるが、一般の歌会では普通省略される。〇堪能 深くその道に通じていること。また、そのような人や、そのさま。

〔現代語訳〕

次に読師が座を移し、下読師を呼ぶ。

次に講師を呼ぶ。そのことばは「講師まいれ」である。

参進の後、主人は歌人たちに目配せをする。詠吟のために進み寄るといふ意味である。

講師が参進するのは、読師と前後してもほぼ同時である。あるいは講師が進んで、円座に座つているときに、読師は和歌などを掻き取つて下読師を呼ぶ。

読師の作法

主人の合図を受けて受けて座を移す。文台に進んだ後は少し上座のほうに居るのがよい。和歌などを取つて、それから硯の蓋をうつ伏せに返してこれを置いて下読師を呼ぶ。下読師は進み寄つて、まず身分の低い者から懐紙を取つて、読師に与える。読師はこれを取つて蓋の甲の上にひろげてこれを読む。この紙には、序があるものとなないものがある。講頌するときに、下読師が和歌を重ねる。

身分の低い者からはじめ、身分の高い者で終わる。重ね終わった後、中から押し折つて、読師に渡して座を退く。詠吟が堪能な下読師は、呼び止められて、そこに留まつてよい。読師が重ねているところの歌を下から抜き取つて、これを下読師に読む。もし二、三首ある場合は先端だけをひろげて奥を巻き隠すのがよい。歌が一巡して、読ませ終わった後、文台に置いたまま中から押し折つて、端を手を取つて上へ返して文台の端に押しやる。近頃は五、六首であっても、一紙を一度にひろげて読む。この二つのやり方は、ただ主人の考えに任せるのがいいのではないか。

(加藤和泉)

四

【翻刻】

重次第

先殿上人 次僧綱 次三位

次大納言 次大臣 次女房 兒尼
准之

講師作法晴儀取笏 本式或不取
有例

應召進寄文臺可進居能為見哥也 專不居

円座懸片膝逃座下之足常者右足可逃之

強ニく、まらず大畧直居テ

可令讀之假令

春日同ク松に寄ルいは微音ひといふ

ことをよめるやまとうた人名ハ

不可入聞氣色許也哥ハ句と

切聲ニ讀上題ハ初許讀之

後ニハ名許也若五六首之時序

有ハ書連タルマ、ニ讀テ序ヲ講

テ後又題ヲ讀テ可讀和哥也

無序ハ初題ハカリニいふこと

をハ可讀也後ニハ名許讀テ

遇不逢戀寄神祇祝ト許ヲ

可讀也

【訓読】

重ぬる次第

先づ殿上人。次に僧綱。次に三位。

次に大納言。次に大臣。次に女房（兒尼これに准ず）。

講師作法（晴儀は笏を取る。本式或いは取らず。例あり）。

召しに應じて進み寄る（文藝は進居すべし、能く哥を見る為なり）。専ら円座に居らず、片膝を懸け座下の足を逃す（常は右足これを逃すべし）。

強ちにくぐまらず、大畧直に居りて

これを讀ましむるべし。假令、

春日同じく松に寄るいはひと微音いふ

ことをよめるやまとうた、人名は

入り聞くべからず、氣色許りなり。哥は句々

に切聲に讀み上ぐ。題は初め許りこれを讀む。

後々には名許りなり。もし五六首の時、序有るは

書き連ねたるままに讀みて序を講じて

後、又題を讀みて和哥を讀むべきなり。

序無きは初めに題ばかりにいふこと

をば讀むべきなり。後々は名許り讀みて

遇不逢戀、寄神祇祝と許りを

讀むべきなり。

【語釈】

○重次第 歌を書いた懷紙を取り重ねておく順序。『袋草紙』『和歌会事』の「次、召人々歌。各随次置歌於文台。自下臈置之」、「八雲御抄」第五「作法部」の「次置哥 先序者進文台下膝行置 以哥方向御所方 次自下次第置之」とあり、身分の低い者から位の順に進み出て自分の和歌懷紙を置いたことが記されている。○女房 「女房」とあるが、和歌会の主催者でもある。院政期以降、歌合、和歌会などで主催者が「女房」になりかわることがあった。「女房」を出詠名

として用いるのは、天皇、上皇、親王以外には、臣下で撰閲家のみである。田淵句美子「御製と「女房」——歌合で貴人が「女房」と称すること——」（『日本文学』五一号、二〇〇二年六月）参照。○兒尼 稚児と尼僧。○講師 ↓ 参照。通常、講師は五位の中から和歌の道に堪能な者を召したが、儀式では四位の者を召したことが『袋草紙』「和歌会事」の「儀式之時、多用四位」、「八雲御抄」第五「作法部」の「中殿会講師臣下四位殿上人多弁官」などにある。○晴儀 晴れがましい儀式。盛儀。○取笏 笏を取るは、笏を持つ意。晴儀としての和歌会で講師が召された際に笏を持つのは、『八雲御抄』第五「作法部」に「依召正笏略儀不持笏多ハ持之」、「吉統記」建治二年（一二七六）八月九日条「次召講師（略）予持笏参進」などの記事がある。○文臺可進居 「文臺可進居」の校異に「可」を「下」とする異本がある。○専不居円座、懸片膝逃下之足 講師の座り方については、『袋草紙』「和歌会事」の「其儀、延右足、頗及臨之読。専不居円座、唯懸片膝」とある。○春日同ク松に寄ルいはひとふことをよめるやまとうた「和歌秘伝聞書」に「講師故実の事。（略）また一首和哥などに、春日同詠寄世祝和哥とあるを、春日同じく世によするいはいとへることをよめるやまと謡とよみて、名をよみ哥をよむべし」という同様の記述がある。引用は、山本啓介「和歌会作法書『和歌秘伝聞書』——解題・翻刻・校異——」（『青山学院大学文学部紀要』四七号、二〇〇六年一月）。後に「詠歌としての和歌 和歌会作法宇余り歌一付（翻刻）和歌会作法書——」（二〇〇九年、新典社）所収。○微音 「春日同ク松に寄ルいはひ」の後には声を小さくする。微音の一例として『袋草紙』「題目読様事」に「又、和字ハ明之読、歌字微読之」とある。○切聲 一声ずつ区切つて発する声。『和歌書様・和歌会次第』に「一句づつ切音に之を読み上ぐ」とある。本文引用は山本啓介『文芸会席作法書集——和歌・連歌・俳諧——』（二〇〇八年、風間書房）。○遇不逢戀奇神祇祝 「遇不逢戀」「寄神祇祝」は、建仁元年（一一〇一）三月の「新宮撰歌合」に用いられた。『和歌会次第』に先行する歌合、歌合で「遇不逢戀」「寄神祇祝」の歌題が共に用いられた例は、後鳥羽院主催の「新宮撰歌合」である。『新宮撰歌合』については定家自身によって『明月記』建仁元年三月二十九日条に記されている。その中に「十首之内五首入清撰。五首之内、月・恋歌忝預観感」とある。傍線箇所「月・恋歌」は、『山家秋月』「遇不逢戀」が該当する。日記には記されていないが、この歌合では「寄神祇祝」も読まれている。定家は

『和歌会次第』で「遇不逢恋」「寄神祇祝」の歌題を挙げた際、自身も参加した身近な事例として「遇不逢恋」「寄神祇祝」の両題が読まれた『新宮撰歌合』を想定していたのではないか。

【現代語訳】

重ねる次第

先ずは殿上人。次に僧綱。次に三位の者。

次に大納言。次に大臣。次に女房。児尼はこれに準ずる。

講師作法 晴儀は笏を取る。本式、場合によつては笏を取らない。先例もある。

召しに応じて進み寄る。文台のもとに進み寄るのが良い、歌をよく見るためである。完全に円座に座るのではなく、片膝を懸けて座の後方に足を逃す。通常は右足を逃すのが良い。無理に屈まらずにおおよそ真つ直ぐに座つて、歌を読むべきである。例えば「春日同じく松に寄せる祝い^{微音}ということをやまと歌」と人名ははつきりさせるべきではない。それとなく知らせるだけである。歌は句毎に切声で読み上げる。題は初めの人だけを全て読む。その後の人には題の名のところだけを読む。もし五六首の時に序があれば書き連ねてあるままに読んで、序を披講して後に又題を読んで和歌を読むべきである。序がないものは、初めに題だけを読むべきである。後々は題の名だけを読んで、例えば「遇不逢恋」「寄神祇祝」だけを読むべきである。

(繩手聖子)

五

【翻刻】

惣題ヲハ可訓讀也雖然閑居

ナトハ訓ニ讀テキ、ニクキモアリ

可計歟懷紙ニ勿觸手縦

雖卷返不見自不可直也可任

讀師之所行又雖讀謬再

不可讀直先能之下讀ラシテ

歌ノ心ヲ得テ後ニ可出音也

講了不待詠聲早起座

可退也

清輔家ニハやまとうた云々

又詠字ヲなかむといふ

又ゑいすといふ

三説也

今ノ様ハ基俊之説也云々

〔訓読〕

惣じて題をば訓にて讀むべきなり。然るといへども、閑居

などは訓に讀みてききにくきもあり。

はかるべきか。懷紙に手を触ることなかれ。たとひ

巻返して見えずといへども、自ら直すべからざるなり。

讀師の所行に任すべし。また、讀みあやまるといへども、再び

讀み直すべからず。先づ能くこれ下讀みをして、

歌の心を得て後に音に出すべきなり。

講じ了りて、詠む聲を待たず、早く起座し、退くべきなり。

清輔家にはやまとうたと云々。

また詠の字をながむといふ。

またゑいずといふ。

三説なり。

今の様は基俊の説なりと云々。

〔語釈〕

○題ヲハ可訓讀也 本格的な題詠の成立は平安末期である。「袋草紙」「題目讀様」では「凡題目ハ可訓讀也。雖然又如三月若九月尽ハ不可然。如レ此事臨レ時可斟酌歟」とする。同様の内容として「和歌色葉」「讀書題事」では「凡題目者可讀訓也。但如三月盡九月盡者非其限歟。隨題斟酌せよ」が見える。○閑居 訓で読むと聞きにくい題の例として「閑居」をあげている。文治三年に、定家は「閑居百首」という閑居を題材とした百首歌を詠んでおり、この頃からすでに閑居という歌題に親しんでいた。○雖讀謬再不可讀直先能之下讀ヲシテ歌ノ心得後ニ可出音也 講師が読み誤った際の心得を説く。川平ひとし氏は講師の心掛けを説く定家に「この種の心掛けもまた旧くよりの仕来り或いは故実の如きものであったのかも知れないが、当の習いを記述し、殊更注意を喚起している姿勢の中に、表現行為の一回性と、披講されることによりその都度もたらされる聴覚上の深甚な表現効果とを、詩の命とも自らの根柢とも見做す意識を窺いうるのではなからうか。」とし、言語表現の個的な営為と結びつけ捉える意識（私性）を論じている。川平ひとし「定家著『和歌書様』『和歌会次第』について―付・本文翻刻―」（『跡見学園女子大学紀要』二二号、一九八八年三月、後に川平ひとし『中世和歌テキスト論 定家へのまなざし』二〇〇八年、笠間書院所収）。○清輔家 六条藤家を指す。清輔は藤原。頭輔男。嘉承三年（一一〇八）生、安元三年（一一七七）六月二十日没。○やまとうた 「平平平上平」の声点

がうたれている。○詠字 題の読み方と同様に、音で読むか訓で読むかが三説に分かれる。『和歌会次第』には「よめる」「ながめる」「えいぜる」と三種の読み方が挙げられている。十二に同様の記述がある。『八雲御抄』第二では、「題目讀様假令、秋夜其題ヲ詠テ製ニ應ルやまとうたと云々。至御製ハ詠セ給ヘル、依題テ云ことを詠トモ可讀。是清輔説也。」「晴御会部類記」（『顯朝卿記』）では「或ながむると云。是清輔説也。或えいぜると云々。匡房説也。今度予所レ用基俊説。且祖父納言建久勤仕之時。受_二俊成卿説_一よめると読師了。」とある。清輔の出である六条藤家と御子左家の作法の違いが浮き彫りとなり、双方の対立関係が見える。○基俊 藤原俊家男。康平三年（一〇六〇）生、康治元年（一一四二）一月一六日没。『堀河百首』の作者であり、源俊頼とともに歌壇において指導者的な役割を果たす。俊成の歌の師であった。

〔現代語訳〕

一般的に題は訓で読むべきである。そうはいっても、「閑居」などは訓で読むと聞きにくくもある。このような場合は考慮すべきである。懐紙には手を触れてはならない。たとえ巻き戻って歌が見えなくなっても、自分で直すべきではない。読師が直すのに任せればよい。また講師は誤って読んでも、再び訂正して読み直してはいけない。まず、よくこれをあらかじめ下読みしておいて、歌の意味を理解した上で声に出して読むべきである。披講が終わって講師が読む声を待たず、すばやく座から立ち、退くべきである。藤原清輔家では「やまとうた」という。また詠の字を「ながむ」という。また「えいぜ」という。三つの説がある。今の読み様は基俊の説である。

（土橋由佳子）

六

〔翻刻〕

讀様

公宴

六位〈官姓名〉

五位〈官名〉

四位朝臣

三位 官姓朝臣

兼官人 讀 兼官
自名不加朝臣 無官人從三位藤原と

大臣家

六位〈官姓名〉

五位名朝臣

四位 官朝臣

三位 已上

從三位
參議

權大納言又公卿只前宮内卿ト

可讀也

本云

先年受庭訓說今所

注之也深禁外見而已

是京極中納言入道殿御奥書也

羽林枯木判

【訓読】

讀様

公宴

六位〈官姓名〉

五位〈官名〉

四位〈名朝臣〉

三位〈官姓朝臣〉 自らの名には朝臣を加へず。兼官の人は、兼官を讀み、無官の人は、從三位藤原と

大臣家

六位〈官姓名〉

五位〈名朝臣〉

四位〈官朝臣〉

三位已上

從三位 參議

権大納言又は公卿はただ前の宮内卿と讀むべきなり。

本に云はく、

先年庭訓の説を受け、今これを注す所

なり。深く外見を禁ずるのみ。

これ京極中納言入道殿の御奥書なり。

羽林枯木判

【語釈】

○讀様 歌人の読み方。○公宴 ↓二参照。公宴では、文台の置き方や円座の敷き方、燈台の切り方、和歌の置き方に厳格な規則があった。○兼官 兼官とは他の官職を兼ねていること。○大臣家 大臣家で行われる歌会のこと。○参議 太政官の議政に参与する令外官で、大臣・納言に次ぐ官職。参議以上を公卿と称した。○権大納言 権とは仮の官の意で、本来は臨時的な性格を持つ。大納言とは大臣に次ぐ官。○公卿 大臣・納言・参議及び三位以上の上級官人の称。○前宮内卿 宮内卿は、律令制の太政官八省のうちの宮内省の長官。前は以前。前宮内卿とは、身近にいた藤原家隆を念頭におくか。○先年 往年のこと。かつての意。○庭訓 家の教え。父俊成の教え。○京極中納言入道 藤原定家のこと。俊成男。権中納言正二位。応和二年(一一六二)生、仁治二年(一一四二)八月二〇日没。○御奥書也 この奥書を書写したのは、冷泉為秀である。川平ひとし『中世和歌論』(二〇〇三年、笠間書院)による。○羽林枯木 定家の自称で、近衛の司の枯木の意。『五代簡要』に、「承元三年暮春下旬 羽林枯木」(冷泉家時雨亭文庫蔵本)と見える。

【現代語訳】

読様

公宴。六位は、官と姓と名を読む。五位は、官と名を読む。四位は、姓と朝臣を読む。三位は、官と姓と朝臣を読む。講師自らの名には朝臣を加えない。兼官の人は兼官を読み、無官の人は従三位藤原朝臣のように読む。

大臣家。六位は、官と姓と名を読む。五位は、名と朝臣を読む。四位は、官と朝臣を読む。三位以上は、従三位、参議というように読む。権大納言又は公卿は、ただ前の宮内卿と読むべきである。本に曰く

先年父俊成から家説を受け、今これを記しているのである。決して、他家の人に見せてはならない。これは京極中納言入道殿の御奥書である。

羽林枯木判

(堀江マサ子)

七

(翻刻)

和歌會次第

後年又被注置之
中納言入道殿御筆

兼日預題之人装束随催参

其所和哥清書懷中殊加

用意不可落又不可萎損有衣

冠之催者着其装束古人

所甘心也近代人多着非分

束帶漸雖為常事況末

座之人不可然弁少納言上臈

近衛次將等強無難歟文治

内大臣家會皇后宮權亮

公衡朝臣衣冠催者着

直衣是臨時處分禁色人也

〔訓読〕

和歌會次第（後年またこれを注し置かるる。中納言入道殿の御筆）

兼日に題を預かるの人、装束し、催しに随ひてその所に参ず。

和哥の清書を懐中し、殊に用意を加え、

落すべからず、また萎損すべからず。

衣冠の催し有れば、その装束を着すは、古人の

甘心する所なり。近代人の多くは非分の

束帯を着す。漸、常の事と為すともいへども、いはんや

末座の人は然るべからず。弁少納言、上臈、

近衛次將等、強ち難すること無きかな。文治

内大臣家會にて、皇后宮権亮

公衡朝臣、衣冠の催しに直衣を着す。

これ臨時の處分、禁色の人なり。

〔語釈〕

○中納言入道殿 ↓六参照。○兼日預題 事前に預かっている題のこと。○衣冠 束帯よりも略式の装束。束帯から下

襲と石帯をはずし、表袴を指貫にかえる。○甘心 納得すること。満足すること。○非分束帯 身分不相応な衣装。○

末座 末の座席。○弁少納言 太政官の判官。○近衛次將 近衛中将、少將のこと。○内大臣家會 文治三年（一一八七）

二月九日に行われた、内大臣良通初度詩歌会のこと。谷知子「中世和歌とその時代」（二〇〇四年、笠間書院）参照。

○公衡朝臣 藤原公衡。右大臣藤原公能男。保元三年(一一五八)生か。建久四年(一一九三)二月二日没。○禁色 人 一般には、位階によって衣服の色が定められており、相当する位階より上位の色の着用が禁じられていた。その禁色の着用を許された人をさす。公衡が殿上人でありながら、ただ一人直衣の着用が許されたのは、兄実家の先例によるものだとされる。このことは『玉葉』文治三年(一一八七)二月九日条「詩人文人(公卿直衣、殿上人)已下衣冠、但公衡一人直衣、仁安実家卿例云々」の記述と一致している。

〔現代語訳〕

和歌会次第(後年またこれを注し置かれた。中納言入道殿の御筆である)

兼日題を預かる人は装束し、招きに応じて定められた所に参る。和歌の清書を懐中し、格別に注意を払い、落としてもいけないし、萎損してもいけない。衣冠の催しがあれば、その装束を着るとするのが、古人の理想とするところである。近代人の多くは身分不相応な束帯を着る。これが、しばしば通常となっているけれど、ましてや身分の低い人は許されることではない。末座の人はわきまえなくてはならない。弁少納言、上臈、近衛次将等は、むやみに非難されるものではない。文治内大臣家にて、皇后宮権亮公衡朝臣が、衣冠の催しに直衣を着てきた。これは臨時の処分で、禁色の人であったからである。

(館林梓)

八

〔翻刻〕

大將家方將 権中將権少將ト書也

主人出客亭公卿已下着座 公卿催
大畧又

同奉行告此由大臣已下

可然公卿兼在其座

依主人命諸大夫置文臺主人之前多用硯蓋

又敷講師円座立切燈臺

多徹本高燈臺其打敷上立之

哥人奉行人催之自下臈任位次

參進置哥以左右手取哥

右手取本願横持之左手聊加末

若有長押所懸膝長押跪

頗膝行衣冠布衣之時膝行畧之先昇長

押之後跪尚頗座寄歎更披

哥聊見之卷之取直以文下向御前

指置文臺上頗逆行立退歸

〔訓読〕

大將家方の將、権中將、権少將と書くなり。

主人客亭を出づ（公卿已下着座す）（公卿の催し、大畧又同じ。奉行、この由を告ぐ。大臣已下然るべき公卿、兼ねてその座に在り）。

主人の命に依りて、諸大夫文臺を置く（主人の前多く硯蓋を用ふ）。

また、講師円座を敷き、切燈臺を立つ。

多くは本の高燈臺を徹し、その打敷の上にこれを立つ。

哥人（奉行人これを催す）下臈より位次に任せて

参進し、哥を置く。左右の手を以て哥を取る。

右手は本を取り、頗る横にこれを持ち、左手は聊か末に加ふ。

若し長押有る所は膝を懸け、長押に跪き、

頗る膝行す（衣冠布衣の時、膝行これを畧す）。先づ長押に昇る

の後跪き、尚も頗る座寄るか。更に哥を披き、

聊かこれを見、これを巻き、取り直す（文の下を以て、御前に向く）。

文臺の上に指し置き、頗る逆行し、立ち退き歸る。

〔語釈〕

○大將 近衛府の長官。○客亭 客を接待するために設けた部屋や建物。また、使者などを送迎するところ。○文臺

↓二参照。○可然公卿兼在其座 「可」の右に記す「\」は、「可然公卿兼在其座」を、「○」の位置に移動すべきこと

を意味する。「同奉行告此由大臣已下」にそろえて「可然公卿兼在其座」を置くことを示す。○講師 ↓一参照。○切

燈臺 ↓一参照。○高燈臺 ↓一参照。○打敷 ↓一参照。○下臈 ↓一参照。○長押 日本建築で柱と柱との間を、

柱の側から横に打ちつけた材木。とりつけた箇所によって、腰長押、切目長押、地長押などがある。ここでは窓の下や

壁の中ほどにある腰長押をさすか。『袋草紙』『和歌合次第』に「御前間広廂、去長押南三四尺許、敷円座二枚為講師座」

とある。○膝行 ↓二参照。

〔現代語訳〕

大將家の方の将は、権中將、権少將と書く。

主人が客亭を出る。公卿以下は着座している。公卿の催行は、大略また同じである。奉行はこの旨を告げる。大臣以下

下しかるべき公卿は、前もつてその座にいる。主人の命令によって、諸大夫が文台を置く。主人の前には、多くの場合

硯箱を用いる。

また、講師は円座を敷いて、切燈台を立てる。

多くは本の高燈台を撤収し、打敷の上に立てる。

歌人は、奉行人が催す。下臈より位次の順に参進し、歌を置く。左右の手で歌を取る。

右手は本の方を取り、やや横に持ち、左手は末の方にそつと添える。

もし長押がある所であれば、膝を懸け、長押に跪き、しきりに膝行する。衣冠布衣の時は、膝行を省略する。まず、長押に昇つた後跪いて、なおひたすらいざり寄る。その後、歌を開き、ちよつとこれを見て、これを巻き、取り直す。文の下を御前に向ける。文台の上に提出して、ひたすら後ろに逆行し、立ち上がつて退き帰る。

(村重衣舞)

九

〔翻刻〕

膝行以後更披見之由雖有口傳

往年庭訓云嚴重御前近參

進更披見之儀末座之者頗

有片腹痛之氣只取直

置之穩便歟仍文治建久

略此事訖他人多守或有

披見之人至于仙洞連々御會

者皆同不披見還成恐故也

〔訓読〕

藤行以後更に披見するの由は、口傳有りといへども

往年の庭訓に云ふ、嚴重に御前近くに参進し、

更に披見するの儀、末座の者頗る

片腹痛きの氣有り。ただ取り直し、

これを置く、穩便か。よつて文治建久には、

此の事略し訖はんぬ。他の人多くは守る。或は

披見有るの人、仙洞連との御會に至つては、

皆同じく披見せず、還りて恐れを成すが故なり。

〔語釈〕

○膝行 ↓二参照。○披見 文書などを開いて見る。こと。○口伝 口頭を以て直接にある事柄を伝授すること。特に平安後期以降、中世全般にわたつて、広く技芸の奥義・要所を、一子または特定の弟子に伝授し、他には秘密とされることがあつたが、これを口伝、口決などと称した。なお口伝の内容そのものを記した書物類をいう。平安朝の朝儀典札に關しても、貴族官人の間で口伝は重要な役割を果たした。○往年庭訓 父俊成の教え。「嚴重御前近参進、更披見之儀、末座之者頗る片腹痛之氣。只取直、置之、穩便歟。」を指す。○頗 事態の些少である場合。少し、わずかに。○片腹痛し かたはら(傍)いたし、が語源。傍らにいて心が痛むの意。はずかしい。いたたまれない。また、氣の毒である、とも。○文治建久 文治は後鳥羽天皇の在位期間。一一八五年九月―一一九〇年五月。建久は、後鳥羽・土御門天皇の在位期間。一一九〇年五月―一一九九年五月。当時定家は、九条家に家司として出入りしていた。この時期、俊成に師事していた藤原良経邸の歌會が盛んであり、良経歌壇・建久歌壇とも呼ばれた。○仙洞連と御會 後鳥羽天皇讓位後、院御所で頻繁に開かれた歌會。

〔現代語訳〕

膝行後の再度の披見については、口伝があるにしても、往年の庭訓ではこう云っている。おごそかに貴人の御前に進み出て、下座の者が再度の披見を行うことは、大変見苦しいと思われる。ただ取り直して置くのが妥当であろう。だから文治・建久の時代には、膝行後の披見は行なわかつた。他の人の多くがこれを守る。或は披見する人が、数々の仙洞和歌会に出ると皆同じように披見しないのは、披見することがかえって恐れ多いことだからである。

(大江あい子)

十

〔翻刻〕

各置哥訖主人觸氣色於

讀師多勤之頗坐寄當座第二人

隨所便或起座移坐讀師不敷円座

讀師取哥打返文臺蓋

置之召寄可然之人近代稱下讀師

令重和哥弁知位次人可奉行次第且

奉讀師とと取之披之置

文臺上以下向主人有二題之時先

披端題之哥奥題卷殘不披觸讀

師之後召講師近代儀内と告之恒例

用五位内裏院中多有四

位勤例

〔訓読〕

各哥を置き訖はり、主人氣色を読師に触る。

読師頗る坐に寄る（当座、第二の人多くこれを勤む）。

所の便に随ひて、或ひは起座し坐を移す（読師円座を敷かず）。

読師哥を取る。文臺の蓋を打ち返して

これを置く。然るべきの人（近代下読師と称す）を召し寄せて、

和哥を重ねしむ（位次を弁へ知る人奉行すべし）。次第に且つ

読師に奉る。読師これを取り、これを披き、

文臺の上に置く（下を以て、主人に向く）。二題あるの時、先づ

端の題の哥を披き（奥の題は巻き残し披かず）読師に触るの

後、講師を召す（近代の儀、内々にてこれを告ぐ）。恒例

五位を用ひ、内裏、院中多く

四位の勤むる例有り。

〔語釈〕

○主人 ↓二参照。○氣色 ↓二参照。○讀師 ↓二参照。○第二人 位が二番目の人のこと。「袋草紙」「和歌会事」

に「一次読師進寄文台」下取重置之野行等時門右大臣二人勅生之若位階次第不番召藏人令重之、「八雲御抄」第二「作法部」の項に「次読師取哥

重或下読師重之、第一人可為御製読師、仍或第二人又兼御製読師有例、また「作法部」読師」の項に「当座第一座為御製読人、二人可為臣下読

師無御製所にも惣多ハ第二人之役也」とみられる。○円座 ↓二参照。○下讀師 ↓三参照。○并知位次 位階の高

低を熟知している人。披講は位の順に行うため、位階を知っていなければならないためである。○文臺 ↓二参照。「袋

草紙」「和歌会事」に「御製文台用御硯笥蓋」、「八雲御抄」第二「作法部」に「次置文台 或兼置之硯蓋又別文台」とあり、

視箱が文台として用いられることも多かつた。○講師 ↓ 一参照。○有二題之時先披端題之哥 「袋草紙」「和歌会事」に「両題時開端歌許」、「八雲御抄」第二「作法部」に「二首三首時ハ端許ヲ卷寄テ置也 皆ハ不披也」とあり、題が二つ以上ある時は最初にある題のみを開くことがわかる。端題とは最初に開く題を指し、奥題とは二番目の題を意味する。この場合奥題は開かずに巻いたままである。○恒例用五位内裏院中多有四位勤例 「袋草紙」「和歌会事」に「次召仰講師五位中召堪能者私所用位階下臈但儀式之時多用四位」、また「八雲御抄」第二「作法部」に「次召講師 四品多ハ弁官有便 或侍臣上臈」とあり、普段は五位の者を講師として用いたが、内裏、院御所では四位が多く講師を勤めた。

〔現代語訳〕

各々が歌を置き終えた後、主人は読師にそれとなく合図をする。読師はちよつと座り寄る（その場の人々の中で、二番目の位の人が多くは勤める）。その場の便宜に従つて、あるいは立ち上がつて座席を移動させる（読師は円座を敷かない）。読師は歌を取る。文台の蓋を裏返して、これを置く。その任に相應しい人（近代では下読師と呼ぶ）を呼び寄せ、和歌を重ねさせる（位次を熟知している人が勤めるべきである）。次に順次すぐに読師に歌を献上する。読師はこれを取り、これを開き、文台の上に置く（歌の下の方を、主人に向ける）。題が二つある時は、まず端に書かれた題の歌だけを開き（も一つ一つの題は巻き残して開かずにおく）、読師にそれとなく合図をした後、講師を呼ぶ（近代のやり方は、事前に内々に告げておく）。通常は五位の者を用い、内裏、院御所の歌会では四位の者が勤めるのが一般的である。

（神田香織）

十一

〔翻刻〕

講師参進

雖有殿上之所於講師者必把

笏衣冠之時多畧不持雖束

帶又畧之非巨難但可

依人弁官儒者尤可持之予

爲四位中少將之時院御會大畧

每度依仰勤之不把笏

束帶之時昇長押頗膝行

着奴袴之時雖畧猶頗遠坐

漸可坐寄哉不正坐円坐上

懸行雖不正坐不可遠坐爲礎

見文字也見之間頗不伏

仰うつつかしかぶくを号額突講師見苦云頸不可頗

動讀和哥之時先一首ヲ見

解訖得哥心之後可出音一

句ツ、切音ニ讀上其句ヲツ、

ケテ讀上不可然事也講師ハ哥ニ不触手也

講師已下同音詠吟哥之

間無懈怠之氣色不搖動頸

以下身躰把笏人候古儀

每人三反詠之近代下臈哥

不過一返讀師被置次哥之

後又先見其歌訖之後如前

讀上之每哥題如前卜讀之由雖有一説略而不言之

あきのよおなしくいけの月ひさしく

あきらかなりといへる事をよめる

やまとうた

〔訓読〕

講師参進

殿上の所に有りといへども、講師に於いては必ず笏を把り、

衣冠の時多く畧して持たず。束帯といへども

又これを畧すは、巨きなる難にあらず。ただし

人に依るべし。弁官儒者は尤もこれを持つべし。予

四位中少将たりしの時、院の御會は大いに畧す。

毎度仰せに依りこれを勤め、笏を持たず。

束帯の時、長押に昇り頗る膝行す。

奴袴を着すの時は畧すといへども、なほ頗る遠くの坐は

漸く坐寄るか。円坐の上に正しく坐らず

〔片膝を懸ける〕正坐せずといへども遠くに坐るべからず。儘に

文字を見るためなり。これを見る間、頻りに伏し

仰がずへうつぶしあぶぐを、額突講師と号す。見苦しと云々。頸頻りに動かすべからず。

和哥を讀む時、先づ一首を見

解き訖はりて哥の心を得るの後に音を出すべし。一句づつ切音に読み上げ、その句をつづ

けて読み上げ、然るべからざるの事なり（講師は哥に手を触れざるなり）。

講師已下、同音にて詠吟す。哥の

間、懈怠の氣色無し。頸

以下の身軀を揺り動かさず（笏を把る人は、笏を正す）。古儀に候ふは、

人毎に三反これを読む。近代下臈の哥は

一返に過ぎず。講師次の哥を置かるるの

後に又先づその哥見、訖はりて後、前の如く

これを読み上ぐ（哥ごとに題前の如く読む。この由一説有りといへども、畧してこれを言はず）。

あきのおなじくいけの月ひさしく

あきらかなりといへる事をよめる

やまとうた

〔語釈〕

○講師 ↓一参照。○殿上 宮中。殿上の間の略。また、上皇などの御所の、それに準ずる所。○衣冠 ↓七参照。○

束帯 令制の男子の朝服。臣下は参朝の時を始め、大小の公事には必ずこの服装をする。冠・袍・半臂・下襲・袖・単

衣・表袴・大口・石帯・帖紙・笏・襪・靴などを着用する。○巨難 「巨難」とする本文もある（天理大学附属図書館

蔵『和歌書様』）。ここでは底本に従い「巨難」で解す。『明月記』建保元年（一一三三）八月二五日条に「是更無巨難歎」

とある。○弁官儒者尤可持之 「八雲御抄」第二「作法部」、「出題」に「題者儒者得之於儒者ハ高位大才人可出之 但

作者中儒者多ハ出来 近代非哥人儒者多」とある。また、「講師」に「中殿会講師臣下四位殿上人多弁官 御製中納言

参議」とあり、「講師作法」に「依召正笏（略儀不持笏多ハ持之 雖侍臣弁官又勿論）」と記される。これにより、儒者は出題者、弁官は講師という立場にあることより笏を持つか。○四位中少将 定家が「四位中少将」であったのは、文治五年（一一八九）十一月一三日から建暦元年（一二二一）九月八日まで。○長押 ↓八参照。○膝行 ↓二参照。○奴袴 指貫のこと。指貫に袴奴の字を用いたのを、「袴」「奴」を逆に誤読した。○懸行膝 「行膝」は「懸片膝」の誤写と見るべきか。「懸片膝」とする諸本がある（天理大学附属図書館蔵「和歌書様」、天理大学附属図書館蔵「和歌會次第」）。京都大学附属図書館蔵「定家和歌會次第」は「懸片歎膝行」とする。「懸行膝」では解し難いことから、ここでは「懸片膝」の意で解しておく。○額突講師 講師が俯いたり上を向いたりすることを繰り返す動作を「額突講師」と呼んだ。○円座 ↓二参照。○切音 ↓四参照。○詠吟 ↓三参照。○気色 ↓二参照。○懈怠 なまけること。おこたること。なまけ。怠慢。○古儀 昔の儀式。古代に行われた儀式。旧式。○三反「袋草紙」「和歌会事」に「其後詠歌也、次詠三反之又置次歌（作法同前、於題者不可讀、每題初度許詠之）」とある。○下臈 ↓一参照。○講師 ↓二参照。○あきのよおなくいけの月ひさしくあきらかなりといへる事をよめるやまとうた 順徳天皇の主催、建保六年（一二一八）八月一三日に清涼殿で行われた歌会「中殿御会」の題。「八雲御抄」第二「作法部」にも言及がある。

〔現代語訳〕

講師参進

宮中や院御所にて催されるとしても、講師は必ず笏を持ち、衣冠を着用した時は、多くは省略して笏を持たない。束帯を着用した時であったとしても、また笏を省略して持たないのは、大きな問題ではない。ただし、人に依りけりである。弁官と儒者は必ず笏を持つべきである。私が四位の中少将であった時、院の御会では笏をおおよそ省略した。毎回仰せによって勤めて、笏を持たなかった。

束帯を着用した時、長押に昇りしきりに膝行する。奴袴を着用する時は省略するとしても、やはり甚だ遠くの座は少しずついざり寄るか。円座の上には正座しないで片膝だけを円座に懸ける。正座しないと、遠くに座るべきでは

ない。確実に文字を見る為である。これを見る間は、頻繁に顔を伏せたり仰いだりしない。俯いたり仰いだりして見るのを、額突講師と呼んで、見苦しいと言われる。首は頻繁に動かしてはならない。和歌を読み上げる時は、まず一首を目で見訖わつて歌の意味を理解した後に声に出して読むべきである。一句ずつ切音に詠み上げて、その句を続けて読み上げるのは、よくないことである。講師は和歌に触れてはならない。講師と同音にて詠吟する。和歌を詠み上げている間は緩んだ態度を見せないようにする。首以下の身体を揺り動かさない。笏を持っている人は、笏を正す。古儀によると、人ごとにこれを三回読みあげる。近代の下臈の歌は一回以上読まない。講師は次の和歌が置かれた後にまずその和歌を見訖えた後、先程のようにこれを読み上げる。歌ごとに題を前のように詠む。このこと様々な説があるとしても、省略してここでは述べない。

「あきのおおなじくいけの月ひさしくあきらかなりといへる事をよめるやまとうた」である。

(伊奈みなみ)

十二

〔翻刻〕

詠字讀様説と

亡父之説雖有説々よめると讀

可用之云々清輔ながむると讀用之

此由先年申法性寺殿云々仍

文治三年二月定隆弁講師

受亡父之説よめると讀彼御

記失礼之由有之云々後年聞之、
是家説也、

又説ゑいせる江帥以之為宜と云三説也
其例互存之由亡父教
訓也習一説人以他處失禮

やまとうた家説基俊説也

やまとうた清輔之説是又互不加難
所習傳也

讀人名事御前儀禁中雖宮御方
用之歟

六位官姓名 左衛門尉藤原秀能

五位官名 左兵衛佐具親或説
名二字

四位名朝臣 有家朝臣 通具とと

自名不加朝臣

三位以上官姓朝臣有兼官人

讀兼官 左近中將藤原朝臣

右衛門督藤原とと式部大輔藤原とと

參議とと從三位とと無官
人

右大將藤原朝臣

うちのおほいまうちきみ

ひたんのおほいまうちきみ

両大臣被候之時うちのおほいまうち君

ひたんのおほいまうちきみの字微音^二
きこえぬ程に相計

権僧止 准之讀之

〔訓読〕

詠の字の讀様の説々

亡父の説は、説々ありといへども、よめると讀む、
これを用ふべしと云々。清輔はながむると讀む、これを用ふ。

此の由は、先年法性寺殿に申すと云々。仍りて、

文治三年二月定隆弁講師は

亡父の説を受けて、よめると讀む。彼の御

記失禮の由これありと云々。後年これを聞く。

これ家説なり。

又の説にゑいぜる（江帥これをもつて宜しとなすと云々。三説なり。その例互ひに存ずるの由、亡父の教訓なり。一説
を習ふ人は、他をもつて失禮とする処なり）。

やまとうた（家説は基俊説なり）

やまとうた（清輔の説は、これ又互ひに難を加へざると、習ひ伝ふる所なり）

人名を讀む事（御前の儀、禁中は宮の御方といへどもこれを用ふるか）

六位は官姓名 左衛門尉藤原秀能

五位は官名 左兵衛佐具親（ある説に名二字）

四位は名朝臣 有家朝臣 通具朝臣

自らの名には朝臣を加へず。

三位以上は、官姓朝臣。兼官ある人は

兼官を読む。左近中将藤原朝臣

右衛門督藤原朝臣、式部大輔藤原朝臣

参議朝臣 従三位朝臣（無官の人）

右大将藤原朝臣

うちのおほいまうちきみ

ひだんのおほいまうちきみ

両大臣候ぜらるるの時、うちのおほいまうち君、

ひだんのおほいまうちきみの字は微音に

きこえぬ程に相ひ計らふ。

権僧正（これに准じてこれを読む）

【語釈】

○亡父 藤原俊成。俊忠男。永久二年（一一一四）生、元久元年（一二〇四）没。御子左家歌人として、清輔亡き

後、九条家の和歌の指導役をつとめる。藤原基俊を歌の師とした。○清輔 ↓五参照。○此由 以下、注意書きの部分。

第四類本の独自異文。○先年申法性寺殿 「法性寺殿」は、九条兼実。法性寺移住後の呼称。俊成が、兼実に進言して

いたという意味。○文治三年二月 文治三年（一一八七）二月九日兼実長男良通の内大臣就任後初の作文和歌会のこと。

『玉葉』同日条に詳しい記述がある。谷知子『中世和歌とその時代』（二〇〇四年、笠間書院）参照。○定隆弁講師 定

隆は藤原定経の誤り。『玉葉』同日条に「定経（和歌講師）」とあるのが正しい。定経は、文治四年十月十四日から右少

弁となっている。○受亡父之説 『玉葉』を読むと、文治年間定経は頻繁に兼実のもとに出入りしており、清輔に替わ

つて兼実の歌の指導をするようになった俊成と接点を持つたらしい。定経は俊成から「詠」の読み方について伝授を受けていたと思われる。○よめると読 講師定経は、俊成の説を受けて、文治三年内大臣良通初度作文和歌会において「詠」を「よめる」と読んだ。○彼御記失禮 「彼御記」は『玉葉』のこと。「失禮」は故事をわきまえない誤り。兼実は清輔を和歌の師としてきたが、清輔の死後、治承二年頃から俊成が兼実の和歌の指導をするようになる。しかし、文治三年二月九日の段階では、兼実は清輔の説に従って「詠」字を「ながむ」と読む説を正しいと信じていたので、「御記」には「ナガメタマヘルト可読云々」と清輔の説を引き、「よみたまへる」と読んだ定経を「失礼」と記したので。○江帥 大江匡房。『玉葉』文治三年二月九日条「次公卿隆房、雅長等卿、経座中置之」の注記に、「如嘉保江記者、公卿不進文台下、臨期授読師云々、仍二位中納言不進之、已上又如此」とある。『江記』の嘉保年間（一〇九四〜一〇九六）記の現存記事の中に該当する記述は見出しえないが、兼実が『江記』を参考にしていたことは確か。ここでの「江帥」の説も、『江記』所収の記述を指すか。○やまとうた 「平上上平ナシ」の声点がうたれている。『袋草紙』「題目読様」に「和字ハ明読之、歌字微読之」、「八雲御抄」第二には「和の字は高く、歌字は微かに読むべし（これ清輔説なり）」と記されている。○家説 御子左家の説。川平ひとし「冷泉為和改編本『和歌会次第』について—〈家説〉のゆくえ」（『跡見学園女子大学国文学科報』一二（一九八四年三月）、同『中世和歌論』（二〇〇三年、笠間書院）参照。○基俊説 藤原基俊の説。基俊は俊成の和歌の師。○やまとうた 「平平平ナシ平」の声点がうたれている。○清輔之説 藤原清輔の説。○宮の御方 中宮の方。○自 講師自ら。『袋草紙』「和歌会次第」も「於講師ハ自歌者不読位署」とする。○兼官 ↓六参照。○うちのおほいまうちきみ 内大臣の読み方。○ひたんのおほいまうちきみ 左大臣の読み方。○両大臣 内大臣と左大臣。○微音 ↓四参照。

〔現代語訳〕

詠の字の読様の説々。亡父俊成の説は、諸説ありといつても、「よめる」と読むこと、これを用いなければならないという。清輔は「ながむる」と読むこと、これを用いていた。

このことは、先年父が法性寺殿兼美に申し上げたという。だから、文治三年二月、定隆弁講師は亡父の説を受けて、よめると読んだのだ。彼の御記には「失礼の由これあり」と書かれていたという。後年このことを聞いた。これが家説であるという。

又別の説では「ゑいぜる」と読む。江帥は、この読み方がよいとしていたという。つまり、三説あるのだ。その実例は、それぞれ互いに存在しているというのが、亡父の教訓である。一説だけを習う人は、他の読み方を誤りとするのである。やまとうた（家説は基俊の説である）

やまとうた（清輔の説については、これもまたお互いに難を加えないと、習い伝わってきた）。

人名を読む事について（御前の儀、禁中は宮の御方といつてもこれを用いるか）

六位は官・姓・名と読む。例えば、左衛門尉藤原秀能のごとくである。

五位は官・名と読む。例えば、左兵衛佐具親のごとくである（ある説には名二字を読む）、四位は名・朝臣と読む。例えば、有家朝臣、通具朝臣のごとくである。

講師は、自らの名には朝臣を加えない。

三位以上は、官・姓・朝臣と読む。兼官がある人は、兼官を読む。例えば、左近中将藤原朝臣、右衛門督藤原朝臣、式部大輔藤原朝臣、参議朝臣、従三位朝臣（無官の人の場合）、右大将藤原朝臣と読む。

うちのおほいまうちきみ

ひだんのおほいまうちきみ

両大臣がいらっしゃる時、うちのおほいまうち君、ひだんのおほいまうちきみの字は微かな声で、聞こえないように配慮する。

権僧正は、これに准じて読む。

（谷知子）